千葉県社保協通信

2021年度 -No9 2021年 10月 12日 号

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センタービル 3F

TEL:043-225-6790 FAX:043-221-0138 Eメール syaho2006@star.ocn.ne.jp

家族従業者の「働き分」 認めて!! 所得税法第56条は廃止して

請願署名にご協力を!! 千商連婦人部

県内の民商婦人部は「コロナ危機打開、消費税減税、インボイス中止へ〜声を集めて仲間を増やし商売とくらしを守る政治に変えよう」と「選挙に行こう」の声かけとともに、12月の「第17回全国業者婦人決起集会」に向けて、社保協はじめ県内の団体に申し入れ「所得税法56条廃止署名」に取り組んでいます。

働いたのに家族の働き分を認めない"56条"

小企業・家族経営の多くは事業主と配偶者、その家 族の働きによって支えられています。

しかし、所得税法 56 条では「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」としています。家族を世帯主の所有物のように扱った明治時代の「世帯課税」を引き継いでいるのです。青色申告では給料を必要経費にできますが、個人事業主が白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者は年間 86 万円、その他の家族は 50 万円が控除されるのみです。この金額が本人の所得とみなされ、低すぎてローンも組めません。国保の傷病手当・出産手当では所得認定すらされないのです。



申告の仕方によって、実際に働いている事実を認め たり、認めなかったりすることは**納税者を差別する もの**です。

ジェンダー格差是正・女性の地位向上を

「56 条廃止」は家族一人ひとりの働きを評価 し、ひとりの人間として人権を保障することになり ます。国会で廃止を決めれば56 条はなくせます。

いま全国 550 を超える自治体(県内 8 自治体) が国会に意見書を提出しています。日本弁護士連合会はじめ諸団体からの意見書や国連の勧告も出され「56 条なくせ」の個人署名が広がっています。 一詳しくは裏面をご覧ください一

野党共闘で いのちまもる政治を!!

県社保協・消費税廃止連絡会・憲法共同センター -

9月28日屋の千葉駅そごう側での定例宣伝。息子さんが入院中という女性。「医療費が高くて大変。 75歳以上窓口負担2倍化は絶対中止させたい。自公を減らしたいから選挙では野党でこうしてさ~(手をつなぐしぐさ)頑張らないとね。」と署名。



寄せられました。の八団体が参加。署名は十一筆の八団体が参加。署名は十一筆・自治労連・民青・共産党・社保・土建・労連・千商連・私教連

75歳以上医療費2倍化中止を!!

4日「高齢者のいのち・健康・人権を守る政治へ転換めざす学習決起集会」が参議院会館にて開催され、県社保協から藤田事務局長がオンライン参加しました。集会後、千葉県選出の国会議員に「衆議院選挙の政策に、75歳以上医療費2割化中止を盛り込んでいただくようご尽力をお願いいたします」とFaxにて要請書を送りました。



第一歩に」と発言。「総選挙を政治転換の